

2020 年 6 月 12 日

住居確保給付金の活用状況と地域の状況について

行岡 みち子

1. 住居確保給付金の活用状況について

6 月 8 日の生活困窮者自立支援全国ネットワークの拡大事務局会議の中で住居確保給付金のことが話題になりましたので、数字としてはどうなっているのかをグリーンコープの自立支援事業所に調査依頼を出しました。

今、返事が来ているのは 5 事業所で、地域で申請率に違いがあるようですが、基準に至らない人が多いことが分かります。申請したものはほとんど OK であるが、申請に至らない所に課題があるようです。

情報としてお届けいたします。

(1) 福岡県自立相談支援事務所（遠賀郡・鞍手郡）

- ・遠賀の 4, 5 月の状況としては、相談者の半数以上がコロナ関連、コロナ関連の半数程度が住居確保給付金の問い合わせで、その 4 割が申請に至っています。
- ・必要な人に給付が届いていない要因としては以下のものが考えられると思います。
 - ①住居確保給付金の上限が「低いこと」
 - ・上限が低い上に、手取り額でなく、総支給額が基準となっている。
 - ②生活保護基準で収入要件や家賃額が決められていること
 - ・対象が生活保護と被る基準である。
 - ③世帯という考え方では、コロナウイルスの影響を受けた人を捕捉できない。
 - ・夫婦 2 人のうち、一人がコロナウイルスの影響を受けても対象でない。
 - ・20 歳未満、かつ、学生でないとアルバイト収入は収入認定されてしまう。

(2) 福岡県自立相談支援事務所（糟屋郡）

- ・申請率は 21. 2% です。（4 月 5 月で問い合わせ 231 件、申請 49 件）
- ・収入の上限が「低い」ことは要因のひとつです。例えば、一人暮らしの上限は、収入の手取りではなく「総支給額」が約 12 万円です。超える方は申請対象外ですから、「低い」と思います。
- ・ほとんどの方は貯蓄があまりありません。貯蓄要件が非該当で申請しない人はごく少数です。
- ・しかし、生活保護を希望される方はほとんどいません。車の所持の要件や、生活保護に

対する悪いイメージ、休業の方が多いためかもしれません。

(3) 北九州市（小倉北区）

- ・5月の状況を見て報告させていただきますと、だいたいですが3割強ほどの方が申請されていると考えております。（299件の住居確保給付金の問い合わせ、面談に対し、申請された方が114件です。）
- ・なお、申請書も用意され一旦審査が開始した後に申請を取り下げた方々についてですが、相談者の中には「仕事が決まったので(支給を受けずに)もうちょっと頑張ってみると言われた」ケース、「審査の途中でほかに提出していただく書類が必要になり、その書類が届き確認したところ、収入基準額を超えていたことが分かった」ケース、自営の方には収支状況を報告していただくのですが、「経理関係を税理士にすべて任せておりその際の書類記入も税理士にお願いしたところ、計算に整合性が取れなかった。税理士に再度依頼するにも税理士も多忙、自身で書くこともできない」と言われたケースがありました。
- ・確かに収入上限による制限が申請が伸びない原因のようですが、小倉北区の審査は厳しく、不動産屋の証明が口座が必要であるが、古い賃貸物件は、途中で管理会社等が変更になっており、契約書と違う場合があります、その追跡が大変しているし、諦める相談者もいます。
- ・必要書類が膨大すぎて、説明をしただけで諦める相談者もおられます。

(4) 古賀市

- ・収入上限が生活保護基準なので、それ以下の収入の方の方が少ないくらいで、収入上限を引き上げていただきたいです。現行の収入上限は、生活保護基準生活費+家賃で、その家賃も生活保護基準の家賃が上限なので、ほとんどの方が家賃をまるまる支給されることはありません。差額は自分で支払っていただくことになるので、古賀市の場合、単身で3.2万円、二人世帯で3.8万円、三人世帯で4.11万という設定です。
- ・また、逆に公営住宅などで基準額以下の家賃を支払われている方は、収入上限が下がるため、非該当になることがあります。例えば、単身で公営住宅家賃2万の方の収入限度額が、10.1万円で、それ以下の収入の方は、住居確保は非該当、そのような収入の方はすでに生活保護を受給されているのでは、と思うこともしばしばです。なので、むしろ、収入要件を生活保護基準の1.5倍など、緩めていただければ、住居確保給付金の支給が可能になる方も増えると思います。また、世帯での収入になるので、未成年の子どもが働いている場合も、収入としてみなされ、進学のためにアルバイトをしてお金をためているひとり親世帯の子ども収入までカウントされてしまうことに、とても矛盾を感じています。その子が学生であれば収入としてみなされないのに、お金を貯めて

学校に行くために働いている子どもの収入はカウントされてしまうことで、住居確保が使えない家庭もあります。

- ・ 今回の法改正で、いろいろ基準が緩められたのは良かったのかも知れませんが、もともとの制度の主旨（求職活動のための家賃保証）が薄れ、単に家賃の補助となってきた感があります。なので、病気で働けない方は該当しないはずですが、現状では、断ることも憚られる状態です。いっそ、きちんと家賃のみの保障をする制度を作っていただきたいと、強く感じています。

（５）太宰府市

- ・ ４月・５月の住居確保給付金についての相談件数と申請件数は、相談件数が８７件、申請件数が２５件で、２８％の方が申請されています。電話のお問い合わせで、制度説明をして収入限度額をお伝えして限度を超え申請につながらない方もいます。
- ・ 相談に来られる大半が住居確保給付金についてのお問い合わせです。
- ・ 申請につながらない方は自宅待機期間が増えて収入減にはなっていますが、基準額は超えています。
- ・ 給与総支給額なので、手元に入る収入が少ないが申請につながらない方がいます。
- ・ 本人は減少しているが、世帯収入で基準額を超えて、申請につながらない方がいます。
- ・ 給付を受ける方がすでに家賃の滞納がかなりある方や、生活できるだけの収入の確保が大変厳しい様子の方がおられ、給付金支給だけでは生活が成り立っていない様子をがとても心配されます。

2. 「かさじぞう基金」の支援が必要な事例について（福岡事例）

グリーンコープ生活再生支援事業

2006年から、グリーンコープは多重債務や借金で苦しむ人たちが相談に来る生活再生相談室を開設し、家計相談と生活再生のための貸付事業に取り組んでいます。生活再生相談室には今日、明日の生活費がなく途方に暮れ、切羽詰まって相談にお見えになる方もいます。

この「かさじぞう基金」は、ライフラインがすべて止まりそう、仕事に行くための交通費がない、子どものミルクやおむつが買えない・・・など緊急の場合には5千円から1万円の範囲で相談員が即決で生活資金をお貸しできるように2009年に創設しました。昨年1年間で、295人の相談者に2,607,667円を支援し、その内6割は返金いただきました。

「かさじぞう基金」は、組合員や生産者・業者の皆さんなど、趣旨に賛同いただいた方からのカンパで支えられています。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、制度利用と合わせて「基金」の必要性が高まり現在カンパを呼びかけています。

下記は、新型コロナウイルス感染症に影響を受けた相談者へ「かさじぞう基金」の支援をした事例の一部です。5千円から1万円までのこの小さなお金の尊さを改めて噛みしめています。

(1) 北九州・筑豊生活再生相談室

○40代 女性 一人暮らし

新型コロナ感染の影響で就労更新の契約条件が悪くなり、転職。満額給与までの生活費が不足する。食糧支援と生活費不足を支援した。

○60代 男性 一人暮らし

年金と就労で生活してきた。新型コロナ感染の影響で自主的に仕事を休んだため、居場所がなくなり、転職した。年金が入るまで、仕事に行く交通費がなく、収入を得られなくなった。交通費の支援を行った。

○20代 男性 妻と二人暮らし

新型コロナ感染の影響で仕事が減り、収入減。社会福祉協議会に貸付の申請を予定しているが、仕事に行くための交通費がない。妻の給与が出るまでの交通費を支援した。

○80代 男性 一人暮らし

年金生活。年金のやりくりができず、携帯代、電気代を遅れながら支払っている。心臓が悪く、薬代が払えない、携帯代を支払わないと止ってしまうため、薬代と携帯代を支援した。

- 40代 男性 一人暮らし
9月から正社員となったが、家計管理ができず、月末給与までの交通費と家賃が不足する。
交通費と家賃の不足分を支援した。
- 40代 女性 子ども4人 母子家庭
解雇され、再就職したが、再就職手当金の給付手続きが遅れたため、仕事に行く交通費がなく、このままでは収入を得られなくなるため、交通費を支援した。
- 40代 女性 子ども2人 母子家庭
障害年金で生活。就労できず、年金までの生活費がない。年金までの生活費を支援した。
- 70代 女性 一人暮らし
年金と車で新聞集金業のアルバイトで生活してきた。滞納していたガス代を支払ったら、就労のためのガソリン代が不足し、年金までのガソリン代を支援した。
- 20代 男性 車中泊
運転手として転職したばかりで、初回給与が少なく、満額給与までの生活費が不足する。
就労継続のため、ガソリン代を支援した。
- 20代 男性 パートナー女性と二人暮らし
初回給与までの生活費が不足したため、社会福祉協議会への申請を検討したが、書類が揃わずに断念。生活費不足を支援した。
- 20代 男性 一人暮らし
障害年金と就労で生活。隣家に住んでいる母親が経済的DVになり、支援してきた。母親の精神状態がよくないため、予約日の受診が必要だが、全額は支援出来ない。受診費用の一部を支援した。

(2) 福岡生活再生相談室

- 40代 女性 一人暮らし
看護師として病院に勤務していたが、コロナの感染を恐れた家族や知人から辞めることを勧められ退職。その後就職活動をし、大型トラックの運転手として就職が決まった。給料が出るまで収入がないため、電気代、携帯電話料金の滞納が発生。奨学金返済ができず、生活費も不足しているので緊急小口資金10万円の貸付の手続きをした。送金日まで手持ちの現金がガソリン代の一部程度しかなく、ガソリン代と、大型トラックの車中で食べるものを購入できるよう支援した。長距離を移動するため、移動中に食べられるものを中心に食糧支援も行った。

(3) 筑豊家計改善支援事業

○30代 女性、子ども1人(小学3年生) 母子家庭

夫のDVから逃れて、転居してきた。給料日まで手持ち現金が僅かしかなく、水光熱費の支払いができない。携帯料金の支払いもできず、携帯が止められてしまうため支援した。

○40代 男性 パートナー40代女性と2人暮らし

パートナーが体調不良(診断の結果、子宮体癌)で、緊急入院をしなくてはならない。病院に行く為のガソリン代や交通費を支援。

○30代 男性 パートナー女性と本人の子ども2人(長女小学1年生、次女保育園年長)

コロナの影響でなかなか仕事が見つからず収入がない。妻が妊娠しており妊婦健診に行きたいがお金がなく、受診料などを支援。

○40代 男性、一人暮らし

カラオケ機材の営業職だが、コロナの影響で仕事が激減し収入がほとんどない。社協の緊急小口資金や住居確保給付金の申請をしたが、手持ち現金が僅かしかなく、それまでの生活費が不足するため支援。

○60代 男性 一人暮らし

就職活動をしたいが、コロナの影響でなかなか仕事が見つからない。ハローワークに行くための交通費すらないため、交通費ほかを支援。

○50代 男性 離婚した妻40代と同居

元妻は、住宅ローンの支払いの負担が大きく、これ以上迷惑をかけられない。手持ち現金が僅かしかなく、就職活動の為に必要な医師の診断書や役場の書類を取ることができないため諸経費を支援。

(4) 久留米市家計改善支援事業

○50代 男性 パートナー女性と二人暮らし

ネパールからの留学生で3月に大学を卒業。4月から正社員で仕事が決まっていたが、コロナの影響で2月に申請したビザの結果がでない。そのため、就労ができず収入がないため、家賃、携帯電話等の滞納が発生。携帯電話が止まると内定が決まっている仕事先との連絡が取れないため、携帯電話料金を支援した。

○30代 男性 母親との二人暮らし

無職で就職活動中だったが、コロナの影響で就職活動ができなくなった。収入は母の年金しかなく、電気代、家賃滞納があり携帯電話は止まっている。ライフラインが止まらないように電気代を支援した。

(5) 嘉穂田川困りごと相談室（子ども支援オフィス事例）

○40代 女性 子ども5人の7人世帯。

内縁の夫が本人の給料と預貯金を持って行方不明となり、子どもたちがまともに食事をとれていない状況にあった。

まだ寒い季節の中、灯油を購入できない状況で、家族は布団をかぶり寒さを凌いでいる状態。下の子は1歳に満たず、このままでは命の危険も感じた。

母親は妊娠中。未受診のため周期は不明だが、およそ中期に差し迫ったところ。不正出血がみられ、病院受診が必要だが、病院の費用が工面でいない。

食糧支援とかさじぞう基金で、子どもたちの食事やオムツ、また灯油代を工面することができた。また病院も無事に受診することができた。関係機関との連携を通して、家族の安全を確保することができた。

○30代 男性 妻、子ども2人の4人世帯

仕事が解雇となり、妻のパート就労と公的給付を受け生計を維持するが、光熱費の支払いが滞るようになり、電気に至っては一週間以内に止められるおそれがある。夫は仕事が決まるが、次の収入が入るまでガソリンが底をつく状況にあり、仕事に向かうことが困難となるおそれがある。

かさじぞう基金で、電気代の支払いを行い、ライフラインを確保することができた。ガソリン代も工面でき、無事に仕事に向かうことができた。今は家計も安定し、安心した生活を送ることができている。

以上

2020年6月13日

3ヶ月たち住居確保給付金延長の方にお会いしヒアリングした5件 釧路櫛部

①"勤務先は7月からは事業再開したいと言っているとのことだが、確定的な目途は立っていない。
5/23に雇用調整助成金による休業補償が支給されたが、有給休暇を上乗せした金額となっており、休業補償のみの場合10万円弱にしかならないだろうとのこと。

休業中の時間の使い方にも苦慮しており、早く仕事に行き人と接したいとのことだった。

勤務再開の目途が立ったらくらしごとに連絡していただくこととし、訪問を終了した。

"

②"・5月は休業補償で8.8万円の収入があった。

・10万円の給付金も入ったが6月末の支払いで無くなる見込み。

・スナックは6月に入り営業を再開した。週に1・2回は出勤できるとの話であったが未だ出勤できる状態ではないとのこと。"

③"子供の保育園や学校は再開したが、現在の職場は復帰しても給料が最低保証の10万円程度（手取りだと7万円程度）になってしまうとの通告を受けたため、育児休業を延長し、次の仕事を探している。仕事が見つかり次第現在の職場は退職することとなっている。

ただ、下の子は6月で1歳6か月となるため、6月からの保育園開始に伴い育児休業給付金は切れてしまうのではないかとのこと。上の子は不登校になった。学校再開したが一度も行っていない。

④"・5月は営業自粛していたため売上が完全に無かった。6/1-6/3と営業を再開し常連客に連絡したが、6月いっぱい自粛すると言われた。生活保護については、このような状況なので必要になったら申請したいとの考え。

・10万円給付が振り込まれていたので何とかしのいでいる。また、持続化給付金も確定申告を終えて申請することができたとのこと。"

⑤"勤務先は7月には事業再開したいと言っているが、確定的な目途は立っていない。

雇用調整助成金は初回分が振り込まれたが、勤務形態が派遣（グループ内派遣）で、季節的な収入の差も激しいため、素直に支給されないとのこと。

子供は二人とも学校が再開し、通学している。"

"

新型コロナウイルスの感染拡大による生活困窮者自立支援事業への影響について

1. 相談件数の増加

3月下旬からの相談件数の増加は4月に入ってより顕著になり、5月も同様の傾向が続いている。一部、四街道市、白井市など新規件数が減少している自治体もあるが、その他の自治体では、概ね更に増加の傾向がみられる（船橋市は途中から市役所が直接住居確保の相談を受け付けるようになったため、生困窓口の新規は見かけ上減っているが、市役所が受けた住居確保の相談を合わせると激増している）。

自治体（人口）	1月	2月	3月	4月	5月	5月住確相談	5月住確申請
船橋市（64万人）	82	88	114	386	245	157(726)	302
柏市（43万人）	104	88	93	290	328	243	集計中
佐倉市（17万人）	26	26	31	134	136	122	45
四街道市（9.4万人）	22	16	52	170	143	55	20
白井市（6.3万人）	15	10	17	124	44	24	0
印西市（10万人）	11	11	12	37	63	48	4
栄町・酒々井町（4.1万人）	8	9	6	30	51	46	9

※船橋市の住確相談の（）内の数字は市役所が直接受けた件数。

※各数値は暫定的なものです。



2. 相談の傾向（要約）

①相談者の属性

アパートで一人暮らしをしている 20～40 代の相談者が増えている。これまでの相談者とは違う層の相談者が多く、ごく普通に仕事をして生活をしていた方も相談にきている。社会の中に貧困が広がっていると感じられる。

②住居確保給付金の対象外になる方の相談

持ち家でローンが支払えない方や、収入は基準を超えているが借金返済があるために家賃の支払いが難しくなっているパターンなど。

③外国籍の方からの相談

特に成田空港が近い自治体では外国籍の方からの相談が増えている。在留期間切れや就労の可否など、在留資格に関する課題がある。また、言葉の壁により相談対応に困難が生じている。

④住居確保給付金の事務手続きの煩雑さ

制度説明、申請書類の確認など事務処理に相談員が終われている状態。どうしても事務的な対応にならざるを得ず、伴走型支援が難しい状況にある。これは現場の相談員の「本当はもっと丁寧な支援がしたいのに」という思いにもつながっている。

⑤住確と総合、緊急小口の組み合わせ申請

住居確保給付金の申請と同時に緊急小口または総合支援資金も同時に申請する方が多い。自治体によっては住居確保申請者の 6 割近くが同時申請をしている。ただ、新型コロナの影響が長く続けば、就職より先に給付金や貸付金が底を突いてしまう可能性がある。

⑥雇用情勢の地域差

都市部に近い自治体では一定の求人がある一方、地方では求人自体が少ない、業種が偏っているなど、就労支援が難しい状況にある。新型コロナの状況をみつつ、企業開拓を進める必要があるが、現状では企業開拓を進める人手が足りていない状況。

⑦ひきこもりや障害に関する相談の減少

コロナの感染予防への意識の影響か、経済的困窮以外のひきこもりや障害に関する相談が少なくなっている。本来、相談に来たほうがよい方が相談にこれていない可能性がある。

より詳細な報告については、別紙①～③を参照。

以上

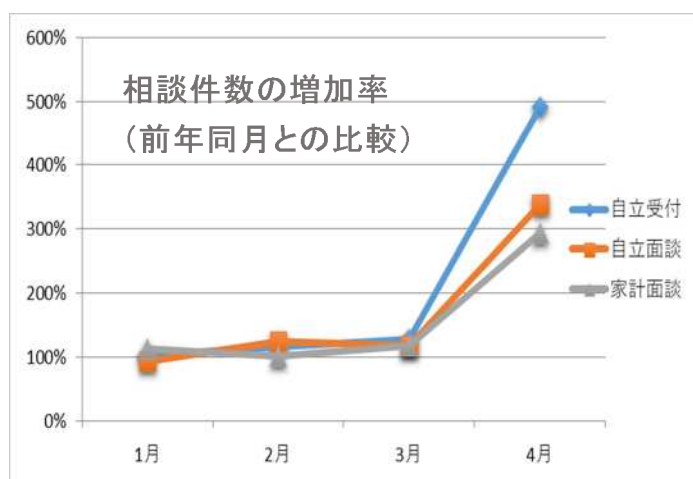
新型コロナウイルス感染症拡大による生活困窮者自立支援制度事業の現状報告

社会福祉法人グリーンコープ
グリーンコープ生活協同組合連合会

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によって、国民の生活に大きな影響を及ぼし、相談の窓口である全国的生活困窮者自立支援制度事業の現場、とりわけ自立相談支援事業と家計改善支援事業においては過去に例を見ない相談数の対応に追われている。

以下のグラフと表は、グリーンコープが自立相談支援事業と家計改善支援事業を受託している事業所（福岡県域29町2村、北九州市、久留米市西部エリア、那珂川市、みやま市）の合計で、人口規模は約180万人となる。

自立相談の受付と面談、家計改善の面談すべてが2月以降前年を越えているが、緊急事態宣言が発令されて以降、受付は前年同月比が約5倍、面談も約3倍と増加している。



	2019年				2020年			
	1月	2月	3月	4月	1月	2月	3月	4月
自立受付	309	301	321	276	319	349	411	1355
自立面談	205	197	216	205	191	245	255	695
家計面談	121	129	138	135	137	132	164	397

グリーンコープが受託している福岡県、熊本県、大分県、長崎県、佐賀県、鹿児島県、山口県、兵庫県、岡山県の37自治体の自立相談支援事業、家計改善支援事業の現場から見える新型コロナ渦における特徴、今後に向けた課題を次の通り整理した。なお、3ページ以降は各事業所の実績と報告となっている。

1. 特徴

(1) 相談件数の急速な増加

- 4月以降の相談件数は平常時の3～4倍で推移している。そのうち、新型コロナウイルス関連の相談が約8割を占めている。
- 特に4月中旬以降は報道等で住居確保給付金を知った方による問い合わせも増え、相談件数が激増している。

(2) 相談者の変化

- 相談者について大きくはふたつに分けられると考える。ひとつは、これまで生活困窮に陥ったことのない中間層であり、住宅ローンや教育ローン等を抱えながら減収によって生計が逼迫した方。
- もうひとつは、生活困窮者予備軍の顕在化である。なお、予備軍の中には仕事と住まいの両方を失う恐れのある非正規雇用の者も多い。
- その他、これまで少なかった20代、30代の若年者層の増加とともに、主たる生計維持者となる中高年の男性が増加し、単身者の割合が少ないことも特徴のひとつ。

(3) 相談者が抱える不安

- 新型コロナウイルスの収束の見通しが立たず、経済活動の再開も目途が立っていないなかで、多くの者が将来に不安を抱えている。
- 増収のために就労先を増やす、または新たな就労先を見つけるという段階以前の問題で、就労予定先が休業になったり、面接が延期されるなどの就労阻害要因も発生している。

(4) 相談員が抱える不安

- 面談場所等にアクリル板を設置する、面談時間を短縮する等の感染対策を行っているが、新型コロナウイルスに感染の恐れがある中、膨大な件数の相談に対応するなど心身の健康維持に不安がある。
- なお、感染対策の一環で面談時間を短縮しているため、アセスメント不足は否めない。

(5) 今後について

- 学校の休校に伴い、家庭における生活課題も浮き彫りになっている。また、食糧支援の必要性が今後更に高まると想像できる。
- 地域性もあるが今のところ住居喪失者の相談は少ない。しかし、非正規雇用の相談が増えていることから、今後、増加してくるものと思われる。
- 相談者のほとんどが貸付等の希望であるが、就労先の今後の見通しが立たずに生活保護につながるというケースが今後は増加すると思われる。

2. 今後に向けて

(1) 総合支援資金終了後の支援が非常に重要である。

- 総合支援資金等の貸付が終了した後の生活再生が直ちに求められる。1～2月頃から減収が続き、4月から6月を緊急小口や総合支援の特例貸付でなんとか生活できたとしてもそれまでの滞納金やローンの支払い等は滞っており、貸付3か月以降の生活資金の手当てを含めトータルな生活再生が必要になる。
- 生活再生のためには家計の見直し、就労先の斡旋等の自立相談支援が不可欠である。したがって、経済の先行きが不透明であることから総合支援資金が終了した後の支援がもっとも重要ではないかと考える。
- 支援が必要とされる者に対しては、貸付だけで終わるのではなく自立相談支援事業につながる経路作り（※1回目の資金貸付のあと支援が必要な者は2回目もしくは3回目の資金貸付前までに自立相談支援事務所に相談に行く等）が必要と考える。
- また、自立相談支援事業の現場としても、緊急小口や総合支援資金の貸付窓口である社会福祉協議会等との連携強化を可及的速やかに取り組む必要がある。

(2) 就労支援について

- 支援が必要とされる者に対して、自立相談支援事業の就労支援員が就労準備支援事業とも連携しながら、就労を斡旋する必要がある。
- また、新型コロナウイルスの感染防止等の影響で就労準備支援事業の対象者への支援が滞りがちとなっている現状を踏まえ、可及的速やかにWeb会議ツール等を活用した支援を実施する必要がある。

(3) 住まいの確保について

- 製造業による非正規雇用は寮付きで働いている者も多く、仕事と住まいを同時に失う恐れがある。都市部で働く非正規雇用の中にはネットカフェ等で寝泊りする住居不安定者も多くいるため製造業でなくとも住まいを失う可能性はある。
- 就労支援も必要であることから、自立相談支援事業とセットにした一時生活支援事業の拡充等も必要であると考えられる。

以上

櫛部理事からの報告（釧路における新型コロナウイルス感染症下の困窮者支援現場の取り組み）

櫛部です。釧路市及び釧路管内自立相談支援センターを担っておりますが寄り添いと課題解決の歯車のうち いまは課題解決の歯車を押しているというか、ある意味それに絞って対応しているのが実際です。

- ① 住居確保給付金は4月20日の改正後本日で80件の相談がありました。釧路ではこれまで年間10件もありませんでしたから8年分以上が20日もしないうちに来たこととなります。
- ② 相談者さんの階層はこれまで保護や困窮の世界ではお会いしたことの無い方々がほとんどです。中間層のある部分が決壊したんだと思いました。コロナですから当然にも接客業など人と接触する職種の方が最初に来ました。中にはタトゥを商売にしている方もおりました。喫茶店、居酒屋、スナックなどの飲食業、リラクゼーション等の従業員などが来るようになりました。職種はさらに建設業、警備業（空港）、イベントフリーランス、パチンコ店の換金所のおばさん、観光地の売店の店員、旅行コンダクター、バスの運転手、学校給食の配送運転手、ジャスコのテナントの店員などになりました。最近では経営者自身です。スナック、居酒屋、理髪店等々の店主で休業、閉店ということになっております。宮本先生がお話しされたように『昨日までバリバリ働いていた方々』で福祉慣れも制度慣れも全くしていない方々ばかりです。宮本先生に触発されてのことです。思い出したのですが昭和40年代の福祉事務所の先輩CW達は生業扶助費を出してスナックをやりたいという女性の職場を作ったそうです。開店にはCWが飲みに行ってお祝いしたという話があります。当時も今も余り金額は変わっていないようで昔だからこの金額で（4万円～7万円）居抜きの店が借りられたそうです。今じゃその10倍以上無いと難しいですが、元のスナック、元の喫茶店に戻ろうとするとこの金額を見直して『生業自立』『生業保護』という考えが有って良いと思います。生活困窮と生活保護の地続きがより必要だと痛感します。

すでに釧路市社協の緊急小口は数百件を超え直に総合貸し付けに移行する方がかなりいてその場合住居確保給付金の対象であることが条件ですからこれから総合の方が押し寄せる案配になっております。

- ③ 私どもは委託先ですが福祉事務所、役所との関係性が極めて大事だと思っております。当初から役場と相談し非接触型の電話による受付をしてきました。釧路市社協の生活福祉資金では受付順番を巡って利用者とトラブルになったという話を聞いていたので電話で申請書送付日を受理日とし検印して送りましたら不満はありませんでした。また階層の違いか理屈を判って頂ける方が少なくなかった印象です。チェックリストに従い該当見込みであれば申請書を郵送し拳証資料等添付して返送してもらうやり方です。本日付の厚労通知では郵送を推奨していますから福祉は面談というカチコチから抜け出さ

ないとならないと思います。

- ④ しかしテレビや新聞などの宣伝は周知力はあるものの正確では無く家賃が満額もらえる、あるいは東京基準と地方の級地基準で違うのだがそこが伝わらない。手間暇かけてもこんなに少ないのか・・・何かの足しにする・・・という受け止め、がっかり感も半端なくあるようです。
- ⑤ 今後市役所と相談し委託受託ではあるが共同でコールセンターを作ろうと思っています。私どもの職員にCWも加わって臨時的回線も設置して非接触かつ迅速な体制を取りたいと思っています。そうしなければパンクします。すでにパンクしている相談センターが少なくないのです。委託したのだからと役場から放置されているところもあります。また住居確保の予算について1/4の地方負担が有るわけですが当初予算を大幅に超過し6月補正予算を組む自治体が多いと思います。しかし当初予算のように地方交付税による補填がありません。今般の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でも手当てされないことから申請抑制が起きないとも限りません。四国のある市では住居確保利用が一軒も無いと社協から伺いました。仮に財源的なことが理由であれば自治体が困らないように早急に手当てをして欲しいと思います。
- ⑥ この住居確保は一時しのぎ、リリーフという側面を無視できません。コロナ下であればなお生活保護の運用理解が鍵になります。4月7日の生活保護に関する通知はこれまでのミーンズテスト資産活用という伝統的な制度運用に加えて一時的な減収に対応した生活保護の弾力的運用・・・インカムテスト所得保障に見えるような書きぶりがあります。コロナの長期化においては重要な運用だと私は理解していますが 北海道内のある市の福祉事務所では生活福祉資金から生活保護に案内した社協職員に『申請は受け付けますが帰りには車をお置いて帰ってもらうことになります』と言ったそうで どうも資産活用型保護行政は福祉のアタマでこの現状を考えるため機能していないのではないかと・・・。家庭訪問控えるように言われているCW達は10万円支給業務に引っ張られているという話も聞きます。また住居確保の相談者さん自身が生活保護への抵抗感が半端なくあります。敗北する、自尊を失うということなのだと思います。そこにも大きなハードルがあります。
- ⑦ 最近はカード会社が保証機能兼ねており入居契約と不可分になっているのです。国交省からは大家さんたちはクレジット外しても支払ってもらえるならという意見はあるそうです。野洲の生水さんの見解は明快です。厚労省が『1番簡単なのは、クレジットカード払いの場合は、立て替え払い契約である本人名義の口座に振り込むことについて構わない』との事務連絡すれば足りる』と。あと『カード会社の管轄は、経済産業省なので、厚労省ではなく、経済産業省から事務連絡がカード会社にあれば、即応じるのではないかと、と思います。登録制なので、経済産業省のいうことは従うので。』ということでした。現場としてはどちらでも良いですから判断してもらいたいということです。

- ⑧ 矢継ぎ早に厚労省を始め通知が雨あられ状態です。全国ネットの情報が早いのがとても心強いです。ついていくのがやっとですが行政サイドの通知転送は数日遅れます。数日違うだけで展開も局面も変わるので。北海道で言えば政令・中核市を除く32市および町村では、通達を通じて『異変を感じる感度』に相当差があります。コロナ対応型行政になっていないのではないか、従来の福祉をやっているんじゃないか・・・ここが当面の目詰まりではないかと思います。

私個人は年齢も年齢、基礎疾患もありますので用心はしていますが皆さんと同じように応接を生業としていますからどうなるモノなのかはわかりません。ただ目の前にある助けの求めに誠実に応えていこうと・・・ヒロイスティックにならず淡々といよ思いますし音別ふき踏団の踏にグリーンコープさんにも売りさばいて(^O^)稼ぎまくろうと・・・そのような取り組みも平行しながらのどかな時間も過ごそうと思っております。

コロナを通じて包括性に切り開けるかもしれないと心密かに思えることが良いなと思っております。

一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会副代表
櫛部 武俊